

市では、『十和田市いじめ防止基本方針』に基づき、平成27年度から学校、家庭、地域、関係機関などと連携を図り、地域全体で「いじめ防止」に向けた取り組みを実施しています。

今号では、各小・中学校が取り組んでいる「いじめの未然防止の活動」を紹介するとともに、法的側面から「いじめ」を考えてみることにしました。

この機会に、学校、家庭、地域が一つになって「いじめのない学校・社会」をつくりましょう。

※6年目を迎える本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年行う「いじめの問題を考える日」の集会やイベントの開催は見送ることとなりました。

小・中学校が取り組んでいる「いじめの未然防止の活動」

各小・中学校では独自の「いじめの未然防止の活動」に取り組んでいます。その一部を紹介します。

▶ちとせ小学校「あったかハート宣言」

いじめを未然に防ぎ温かい心で生活するために、児童が自分でできる「あったかハート」な行動を決めて、廊下に掲示しています。



▶深持小学校「いじめ防止かるた」

いじめ防止に向けた「深持小学校は～とふるかるた」を一人一つずつ考えて作成し、かるた大会や校内掲示をしています。



▶下切田小学校「いじめ追放宣言」、「よいこと星」

「進んで助け合い、相手のことを考える、友達思いの下小っ子になろう」という宣言を掲示しています。

また、友達の良いところを見つけ認め合う「よいこと星」の活動を行っています。



▶甲東中学校「甲東中いじめ追放の樹」

いじめ追放宣言を全校集会で確認し、学年ごとに「葉」「花」「実」型の紙に個人の「いじめしま宣言」を記入し「いじめ追放の樹」を作り上げています。



▶四和中学校「いじめ防止宣言」、「いいとこめがね」

生徒総会の時に「いじめを絶対にしない」という宣言を生徒全員で行っています。

また、小学生の「いいところ」を見つけて記入したものを校内に掲示しています。



各小・中学校が取り組んでいる「いじめの未然防止の活動」は市ホームページでも紹介しています。ぜひ、この機会に児童・生徒の取り組みをご覧ください。

～法律から『いじめ』を考えよう～

いずみ法律事務所 はなおいこうご 花生 耕子弁護士からの話

皆さんは「いじめ防止対策推進法」を知っていますか。この法律は、中学2年生の男子生徒が、仲良しだった同級生からいじめを受けたことが原因で自ら死を選んだ事件をきっかけに作られました。

子どもたちの誰もが大切な存在であること、その子どもたちを守る責任が大人にあることを改めてはっきりとさせて、いじめが起きないように対策をし、起きてしまったときに子どもたちを救うための体制を作りましょう、ということが法律に書かれています。

この法律には、周りから何かをされた子が「嫌だ」と感じたら、それは「いじめ」になると書いてあります。何かをした子や、先生から見て、ではないのです。人は、同じ事を見たり聞いたりしても感じ方が人によって違うことがあります。自分は嫌じゃなくても、相手は嫌かもしれない。自分と相手とは同じではないということを忘れずに周りに関わってみてください。一人一人が違って、それぞれが大切な、たった一人のあなたなのです。

もし、自分や誰かが「いじめ」を受けている、あるいは「いじめ」かもしれないと思ったら、遠慮なく周りの大人に伝えましょう。法律があってもなくても、大人には皆さんたち子どもを守る役目があり、守りたいと思っています。